

文化財保護資金貸付規程実施細則

昭 46. 4. 1 制定

平 24. 4. 1 改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、文化財保護資金貸付規程に基づく資金の貸付けについて必要な細目を定めるものとする。

(事業開始報告)

第 2 条 資金の貸付けを受けた者は、事業を開始したとき速やかに事業開始報告書（別記様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の事業開始報告書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 工事請負業者との契約書の写し
- (2) その他、必要と認める書類

(事業完了報告)

第 3 条 資金の貸付けを受けた者は、事業を完了したとき速やかに事業完了報告書（別記様式第2号）を提出するものとする。

(繰上償還)

第 4 条 理事長は、資金の貸付けを受けた者が次の各号の一に該当すると認めるときは、貸付けた資金の全部または一部を繰上償還させることができる。

- (1) 貸付金を、貸付の目的外に使用したとき。
- (2) 貸付金の償還を怠った場合において、繰上償還を適当と認めるとき。
- (3) 不正行為によって貸付けを受けたとき。
- (4) 貸付の目的となった事業にかかる文化財を譲渡し、交換し、または担保に供する等、その管理が不適当と認めるとき。
- (5) 残存責務を一時に償還したい旨の申し出があり、これを適当と認めるとき。

(雑則)

第 5 条 この細則に定めるもののほか、資金の貸付けについて必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この細則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀県文化財保護協会
理事長

様

借受人

住所

(法人名)

氏名

印

文化財保護資金貸付事業開始報告

令和 年 月 日付け貸付番号 第 号をもって貸付決定を受けた
文化財保護事業を、下記のとおり開始しましたので、関係書類を添えて報
告します。

記

貸付番号	第 号
事業の名称	
事業開始日	令和 年 月 日
事業完了予定日	令和 年 月 日
添付書類	工事請負業者等との契約書の写もしくは 国等の補助金交付決定通知書の写し
備考	

様式第2号

令和 年 月 日

公益財団法人滋賀県文化財保護協会
理事長

様

借受人

住所

(法人名)

氏名

印

文化財保護資金貸付事業完了報告

事業の名称					
貸付番号	第 号	事業開始 年月日	令和 年 月 日		
貸付年月日	令和 年 月 日	事業完了 年月日	令和 年 月 日		
事業 実 施 結 果	事業内容		清算内訳		
	工事等内容	金額	支払 年月日	支払 金額	工事請負人 (住所・氏名)
		円		円	
	合計		備考		